

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-4
許認可等の種類	史跡名勝天然記念物の現状変更の一部の許可			
根拠法令条例等・条項	文化財保護法第125条第1項			
許認可等の概要	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 「重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る審査基準について」 (平成6年11月25日付け文化庁次長通知)</p> <p>(一) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められている場合 当該保存管理計画に定められた基準に適合していると認められるか否か。</p> <p>(二) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められていない場合 ア 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められるか否か。 イ 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。 ウ 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	3か月			
期間の制定根拠	重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る標準処理期間について (平成6年11月25日付け文化庁次長通知)			